



様式第2号

令和3年11月12日

坂戸市議会議長 様

会派名 さかど新政会

代表者名 猪俣 直行



実施報告書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和3年10月15日(金) 午後1時30分～3時23分

2 参加者氏名

猪俣直行	飯田 恵		

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 本会議場	坂戸市議会議員研修会 「議会運営の諸課題と議員の倫理について～「反問権」と「ハラスメント」を中心として～」

4 概要

別添のとおり

坂戸市議会議員研修会報告書

1 日 時 令和3年10月15日（金）午後1時30分～3時23分

2 場 所 坂戸市役所本会議場

3 研修の内容

講演 議会運営の諸課題と議員の論理について～「反問権」と「ハラスメント」
を中心として～

講師 元全国都道府県議会議長会事務局次長 内田一夫 先生

4 参加者 2名

飯田 恵 ・ 猪俣 直行

5 結果（参加者意見・感想）

① 議員のコンプライアンス

一般的にコンプライアンスとは「法令を遵守すること」とされているが、議員は一般的なコンプライアンスとは違い、議員の活動の複雑さに留意する必要がある。

単なる「法令遵守」ではなく、議会活動・議員活動・私人としての活動を全て対象として、それぞれの活動において議員が住民から負託された役割を果たすためのフィールド「やってはいけないこと」「やるべきこと」を明らかにし、その範囲内であればプレーヤーとして存分に活動できることを自ら確認することに意義がある。

② 議員とは

議員は特別職の地方公務員[地方公務員法 第3条]で全体の奉仕者であり議員の職務の特殊性から常勤・非常勤という区分けには該当しない。

特別職の公務員（政治家）であることから法的責任・政治的責任・道義的責任が発生する。

③ 議会活動における責任

議員は議会の品位が保持されるよう努めなければならない。

品位の保持とは、「互いの人格を尊重し、言論の府としてのルール(立場の異なる意見も尊重すること、他人を誹謗するような発言を行わないこと、力ではなく言論によること)に従った活動を行うこと」とする。

④ 政治倫理

政治倫理とは、代表者としての品位を保ちながら、公平・公正に行動するために政治家が持たなければならない行動ルールとされているが、本来政治倫理は議会活動だけでなく、議員活動・選挙活動・私的活動においても遵守しなくてはならないルールである。

◎ 研修を受けて、議員は住民から選ばれ住民から負託された役割を果たす代表者である事

から議会活動・議員活動において初心に戻り新たな気持ちで活動に臨まなければならないことを再認識させていただく研修会であった。